

平成24年度第1回滋賀県大規模小売店舗立地審議会

日 時 平成24年(2012年)6月19日(火)9時30分~11時30分

場 所 滋賀県庁東館 7階大会議室

議 題 1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(1)「(仮称)フレンドマート西大津店」の新設届出に係る審議について

(2)「サンミュージック夢工場長浜店」の変更届出に係る審議について

2 その他

出席委員：井上委員、小川委員、小野委員、恩地委員、金谷委員、鐘井委員、中委員

八軒委員、松井委員 (五十音順)

県出席者：中山商工観光労働部次長、木村商業振興課長、森野参事、小島主事

〔議事概要〕

○会長：ありがとうございました。

それでは、これまでの説明で何か質問等ございますでしょうか。

何かございませんでしょうか。

どうぞ。

○委員：1つ目のフレンドマート西大津店のところで、地元の大津市から、中学校の通学路に該当するということがあったんですけども、具体的にはどこが通学路になるのかというのは、わかりますでしょうか。

○事務局：こちらが建物の配置図でございますが、一番近くの通学路でいいますと、店舗西側の出入口①、こちらの市道を挟みましたC地点がございます。そちらが通学路となっております。また、店舗北側の道路につきましても、通学路となっております。

○会長：ピンクの線のところですね。

○事務局：そうです。写真で言いますと、店舗北側の道路と、市道を挟みましたこちらですね。こちらが通学路となっております。店舗出入口にあります道路の東側は通学路に

は指定されておりません。

○会長：よろしいでしょうか。

ほかに、質問等ございますでしょうか。

それでは、フレンドマート西大津店の建物設置者から説明をお願いしたいと思います。

新設：（仮称）フレンドマート西大津店

○会長：本日はお疲れさまです。

それでは、（仮称）フレンドマート西大津店の新設届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくをお願いします。

○設置者：皆さん、おはようございます。

本日は天候が悪い中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、（仮称）フレンドマート西大津店をご審議いただくということで、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、周辺への配慮事項を中心に説明させていただきます。

まず、届出書の別添図面2、建物配置図をごらんください。本店舗は、西側を市道2125号線、北側を法定外道路、南側は法42条1項2号道路に面しております。駐車場出入口は、これらの道路のうち西側の市道に面して1カ所設置しております。この出入口を含む店舗西側につきましては、店舗側の法面を立ち上げまして、この市道を拡幅し、ゼブラゾーンを配置して、右折で来店する車両が一般通行の邪魔にならないようにしております。また、この店舗側の歩道及びそのちょっと南側に書いてございます横断歩道ですけれども、これもあわせて整備し、歩行者の安全と利便性に配慮しております。

そのほか、この出入口から場内へ進入するスロープは、若干の高低差がございます。スロープになってございます。このスロープについても、両側に点字ブロックのある歩道を配置し、歩行者の安全を確保するほか、敷地全体を少しかさ上げしまして、障害者や高齢者にやさしい勾配としております。

駐車場台数は指針による必要駐車場台数、86台を確保しております。

また、場内の歩行者通路は、車と歩行者の動線がなるべく交わらないように配置するとともに、通路の明示、点字ブロックの配置などとあわせて、歩行者の安全が確保でき

るように配慮しております。

場内交通及び車両の出入りにつきましては、繁忙時には出入り口付近に交通整理員を配置して、交通の円滑化を図ります。

なお、この図面左下、臨時駐車場20台がございますけれども、この臨時駐車場につきましては、1年程度、臨時駐車場として使用します。その後、地権者様のほうへ返却する予定となっております。ただ、オープン後、予定以上にお客様が来店された場合については、地権者様のほうへ借用の延長をお願いしてまいります。

次に、周辺交通への影響と配慮事項について、別添図面の9をごらんください。

本店舗の商圈は、店舗中心にざっと5キロ程度を想定しております。この商圈につきまして、ごらんのとおり8つのエリアに区分して、来退店経路を設定しました。

店舗周辺の経路につきましては、別添図面1をごらんください。店舗周辺の来退店経路になっております。おおむね各エリアからは、二本松交差点、それから店舗北側の交差点を經由して来退店されます。これらの交差点につきまして、開店後の交通解析を行いましたところ、届出書の4ページから5ページに記載させていただきましたとおり、各交差点の需要率は0.1下回っております。また、各車線の交通容量比もおおむね0.5を下回っており、本店舗への来店交通は十分に処理可能と考えられます。なお、来退店経路につきましては、新聞折り込みの販促チラシに経路図を記載し、来退店者による交通の円滑化を図ります。

次に周辺への騒音の影響について、別添図面3、騒音発生源位置図をごらんください。

店舗周辺は西側と南側は道路を挟んで住宅地があり、北側は道路を挟んで農地、東側は造成地となっております。図中の赤い二重丸で示した地点、及び赤く塗りつぶした丸で示した地点が騒音を予測した地点となっております。

騒音の予測は、店舗外周の各面のうち、南側では住宅地付近に2地点、西側ではマンション付近に1地点、北側では荷捌き施設とか、機器の集中する箇所では2地点、東側は中央に1地点設定し、それぞれ1階格差、2階格差で予測を行っております。

計画段階の配慮として、設備・機器の大部分を屋上に配置しております。また、荷捌き施設は深夜・早朝に行わないこととし、さらに搬入台数の多い本館棟の荷捌き施設には、目隠しを兼ねた壁を配置して、騒音の低減を図っております。

以上の条件で、騒音の予測を行った結果を、届出書の8ページに示しております。隣

地境界での等価騒音レベルの予測結果、及び敷地境界での夜間の騒音レベルの最大値は各地点とも基準を満足しており、周辺への影響は小さいものと評価されます。

その他の騒音対策としましては、作業中の車両のアイドリングストップ、整理・保管による作業時間の短縮、作業員の騒音防止意識の徹底等の対策を講じ、周辺の生活環境の保全に努めます。また、外部スピーカーによるBGM等の宣伝活動は行いません。

なお、先ほど少し申しました臨時駐車場ですけど、返却後はこの南側のB'地点、これの少し北になります出入口スロープの東南の角、このあたりまでが返却されます。このスロープのとんがったあたりが、南側で最も騒音の影響を受ける地点になると考えております。

そこで、当該地点で騒音の予測を行いましたところ、この場所でも昼間の等価騒音レベルは、1階、2階高さともに52デシベル、夜間の等価騒音レベル及び騒音レベル最大値は、1階で24デシベル、2階で27デシベルと、届出書のほうには記載していませんけれども、いずれも基準を満足する結果となっております。

その他の事項としまして、敷地内には緑地を設けるほか、牛乳パックやペットボトルなどの店頭回収を実施し、廃棄物の再資源化に努めます。

以上、周辺への配慮事項について簡単に説明させていただきました。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○会長：はい、ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移ります。

(仮称)フレンドマート西大津店に関する質問は、すべてこの場でお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員：よろしいですか。

○会長：はい、どうぞ。

○委員：荷捌き時間ですけれども、朝の6時からということになっているのですが、回数だけが書いてありまして、実際に何時からやるかというのがよくわからなかったのですが、そのあたりについての情報をお持ちでしたら教えていただけませんか。

あるいは、私が聞きたいのは、6時台、7時台にないというようなことを言うだけであれば、それでオーケーなんです。

○設置者：申しわけございません。やはり早朝作業というんですか、開店が9時からとい

うことでさせていただくんですが、それ以前に商品の加工がございます。それで、6時台はたしか1台だったと思うんですけど、7時台に何台かありまして、台数は少ないんですが、その時間帯に搬入させていただきたいと。ただし、建物の北側で搬入作業をする。住居側じゃなしに、田んぼ側に搬入口を設けておりますので、遠くで作業をするような配慮だけはさせていただいております。

○委員：大きいほうの建物の搬入になっているところ。

○設置者：そうです。

○委員：そうすると、すぐ横に住居がある搬入口がありますね。南側の。

○設置者：南側、はい。

○委員：あそこのところの荷捌きというのは、もっと遅い時間から始まると考えていいんですね。

○設置者：別館棟と書いてあるところですかね。基本的に東西に長い敷地でして。

○委員：そうですね。別館棟のほうの。

○設置者：これも北側ですね。

○委員：はい。

○設置者：その北隣に建物が見えておりますが、住居じゃなくて野小屋なんです。

○委員：住居じゃないんですね。

○設置者：野小屋です。

○委員：ということは、今の時点では、この荷捌き場の左側といいますか、北側というのは住居はないんですね。

○設置者：はい、住居はございません。西側の市道に面して1列だけ住居はありますが、あとは全部農地です。

○委員：わかりました。もし、農地が住居にかわるようなことがありますと、すぐ横が荷捌き場ということになりますと、毎朝6時、レベルで言いますと70デシベルぐらいの音が発生しております。新たにもし住居ができた場合には、その住居の方に様子を伺っていただいて、場合によっては、荷捌き時間をおくらせるとか、何らかの対策を考えていただきたいと思いますと思うんですが、そのあたりは。

○設置者：はい。もちろん、そういうつもりでございます。

○委員：もう1点ですが、これはちょっと技術的な話で、まず騒音の資料2の76ページ、

キュービクルの計算をされているんですが、そこにある発電所等における騒音振動防止対策指針というのをを使ってやりましたということになっているんですが、多分、使用するには前提条件があると思うんですね。今回のこの案件に、こういう使い方をすると過小評価になります。大体10デシベルになるんじゃないかなということですね。

例えば2の77、次のページを見ていただきますと、確かに指針に基づけば、A点の騒音レベルは46.1になる。その付近になる可能性はありますが、これを1メートルの基準距離の騒音とやって、ほかを計算してしまうとだめなんです。全部この方法でやるんだったらまだ許せるんですけども、基準距離の騒音レベルとして、その後の計算を進めるのであれば、発電所等における騒音振動防止対策指針というのをを使ってはいけないんじゃないかと思います。かなり前提条件で使い方を細かく書いてあるはずですので、ご確認ください。

以上です。

○会長：はい。

今の意見に対して何かありませんか。

○設置者：ちょっと確認させていただいて。

○会長：確認いただいて、また必要があれば再調査していただければと思います。

○委員：多分10ぐらい上がっても、キュービクルの位置がちょっと前のほうで、大勢には影響がないと思いますが、計算法自体が、ここに適用するような計算法ではなかったと思うんです、私の記憶では。

○設置者：ありがとうございます。

○会長：委員の質問に関連して参考にお聞きしたいんですが、別添図面の9で、フレンドマート唐崎店というのが北のほうにあります、この荷捌きは朝は何時ごろに実際して、近隣からの苦情等はありませんか。あくまでも参考ですけども、多分このこと同じような感じで荷捌きするんじゃないかなと思われるので。

○設置者：お答えいたします。フレンドマート唐崎店も同じ時間帯で搬入いたしております。建物があって間後ろですから余り影響はないんですが、左側が銀行さんで、建物の向かって左端に搬入口があって、その横が事業所ですね。

そこで荷捌き施設の搬入による、向かい側にマンション等あるんですが、その苦情があったという話は今のところ聞いておりませんので、同じような条件だと思っておりま

す。

○会長：はい、ありがとうございました。あくまでも参考に聞いただけですので。

ほかに質問等ございませんか。

はい、お願いします。

○委員：別館棟が麒麟堂で、本館棟がフレンドマートですね。それで、商品の搬入は、麒麟堂さんはD'、フレンドマートがE'ですね。この商品の搬入口の予測というか、見た感じでそうかなと思ったんですけど、この道路がちょうど通学路になっていますので、その辺の搬入の位置と通学路への配慮みたいなところはどうか伺えますか。

ここじゃないんですか。ここじゃなかったら、あれですけど。

○設置者：搬入の経路ですけれども、構内の出入口はすべて市道に面したところ。この別添図面でいきますと、出入口から1番から12番を通過して、それから13番、もしくは14、15とすべて中から入っていきます。このピンクの通学路ですけども、こちらは事業敷地外ということで、搬入・搬出車両がここを通過することはございません。

○委員：そしたら、搬入はどこから入るんですか。

○設置者：3メートルの段差があるんですね。

○委員：ここから入るんですか。

○設置者：D、D'の間が市道でして、そこと敷地との高さは3メートルほど落差がありまして、完全に分離されておりますので、T字路のところについては歩道を通して皆、通学路となります。

○委員：勘違いしていました。

○設置者：平面的で見えないんです。

○会長：よろしいですか。

○委員：はい。

○会長：ほかに、ご質問ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：今のことに少し関連しますが、地元からの意見として大津市から、周辺に小中学校等あるのかと思いますが、青少年健全育成の見地から協力いただきたいということと、あと、通学路に当たるので、工事の際には配慮いただきたいというようなご意見がありますけれども、具体的には何か対策等をとられるご予定はありますでしょうか。

○設置者：さっき工事の段階の話がありましたけども、工事の前に皇子山中学校と志賀小学校、そちらのほうへ工事業者として説明にお伺いいたしました。確かに、近隣の神宮道で事故があったということもお伺いしていますし、そういったことの安全対策についての配慮を要望されておりまして、こちらからもあらかじめ計画をお持ちしまして、それで説明させていただいて、ご了解いただいております。

生徒さん、児童さんのほうにも、工事期間中の安全というんですか、そういう注意喚起を学校のほうからもしていただくと。また、地元の自治連合会、自治会ともごあいさつ、それから工事の説明にお伺いいたしまして、事前に安全対策について説明させていただいております。

次に、青少年の健全育成の見地からという防犯対策ですね。これにつきましては、通常の営業活動の中で、一応総務のほうからいろいろと大津市さん、地元の自治体さんとも協議し、連携しております。また、先日も店長が着任いたしましたので、一緒にごあいさつにお伺いいたしております。

○委員：工事中の通学路等への配慮というのは、誘導員の方とか警備員の方の配置ということで対応されるでしょうか。あと、実際に営業された後も、そういった通学路に配慮したような交通整理等はされるでしょうか。

○設置者：はい。通学路、出入り口の道路の帯側が通学路に指定されております。それも地元からお伺いいたしてございまして、店舗の開店の前に私どもの警備の担当のほう地元の大津警察さんと協議させていただくという形で、通常、対応いたしておりますし、今回もそうします。

○会長：よろしいでしょうか。

ほかに。はい、どうぞ。

○委員：今の通学路に関することですがけれども、登下校、特に登校のほうは時間が限られていると思うんですよ。せいぜい30分なんですね。この地図を見ると、特に小学校のほうですね。中学生はいいというか、特に小学低学年の子というのはよそ見とかするでしょうから、予定地から小学校まで1キロ弱ぐらいだと思うんです。小学校というのは学校に着くのが恐らく8時半ぐらいだと思うんですよ。

そうすると、ここを通るのが8時ちょっと前ぐらいから、せいぜい8時10分かと思うんですよ。ですから、その時間帯というのは誘導員の方を置いておくのもいいんで

すけども、なるべくその時間の前後で工事車両が入ってくるようなことを考慮されることは十分できるんじゃないかなと思うんです。

下校のほうは時間がばらばらになると思うので、なかなか難しいでしょうけど、朝は7時50分ぐらいまでに入ってもらるか、8時半に来るということは多分できると思うんですよ。もちろん、それをきっちり義務化することはできないでしょうけども、業者さんと話し合う中で、その時間は避けて入ってもらおうというような形のことをやることは十分可能だと思うんですね。

だから、そこらあたりは、子どもの登校というのは集団で行くにしても、子どもは子ども連れで来るわけで危ないですよ。だから、せいぜい30分ぐらいの時間はそういうことは外すような形のものを検討されることは十分可能じゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○設置者：お答えいたします。そのご意見、工事期間中ですので、私どもの発注している工事会社が工事の作業員に対して指示できますので、そのことは十分可能です。それで、学校のほうにお邪魔したときに同じご要望をちょうだいいたしまして、それについては対応させていただきました。

○会長：ほかに、ご質問ありますでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：通学路のことをしつこく言ってすみませんが、交差点2のところと、二本松交差点のところは中学生が通ると思うんですが、皇子山中学の子どもたちというのは、自転車通学はしないのでしょうか。

私の近くは、中学生じゃないんですけれども、大学生とか高校生が自転車通学をして、危ないことがよくあるんです。遅刻しそうになって突っ走ったりしますので、開店してからでも、やっぱり自転車通学の中学生には少し注意喚起をしていただきたいというふうに思います。学校のほうに言っていただくとか、交通監視員の方にちょっと中学生に声をかけるみたいな感じで、自転車通学がもし子どもたちがこのあたりを通るのであれば、店舗と入り口だけじゃなくて、交差点のところと来店のお客さんの車とがありますので、来店の車のお客さんも急いでいるかもしれないし、中学生も突っ走るかもしれないので、そここのところの注意をお願いしたいなと。もし自転車通学があれば、そのようをお願いしたいと思います。

それから、地元からの意見提出のところで、災害時に地域避難場所として駐車場を使用するというようなことについて協力要請があった場合には、十分配慮願いたいというふうに出ているようですが、何か配慮されることは考えていらっしゃいますでしょうか。

○設置者：まず、通学時間帯のお話のほうから答えさせていただきますが、私どもの営業が9時からでして、先ほどの登校の時間帯には重ならないというところがございます。下校の時間帯については、先ほどもばらばらになるなあということがありましたので、事前にこれにつきましては学校のほうにごあいさつして、いつから開店で、こういう営業をしますよということをご説明して、いい対策をご相談したいというふうに考えております。

それから、災害時の地域の避難場所としてというところでございますが、これにつきましては、どこの店でも協力体制をとっております。例えば、滋賀県ではないんですが、京都の南部のほうでは、緊急時の食料とか行政から依頼があって、供給体制をとるようなことで協定を結んでおりますし、会社としてそういった形の地域への貢献、そういった協力要請があった部分につきましては、十分させていただくというふうに考えております。

○委員：そのことですけども、それが住民に浸透しない場合というのがあると思うんですね。災害のときにパニックになっているときに、そういうところに行けば食料がもらえとか、水がもらえとか、避難場所ができるとか、トイレを借りられるとか、災害が起こる前に日常的に発信していかれることもいいのではないかなと思うんですけれども、それはまた折にふれて、何かの場合には、こういうこともしますということは住民の方々にし向けられたらどうかなと、私が近くのスーパーの人にそういうふうにしていただければうれしいなと思うので、お願いしたいと思います。

○設置者：これにつきましては行政さんと協議しながら、うちの総務のほうが大体窓口でやっておりますので、協議しながら、勝手に平和堂がそういう宣言をしても仕方がないと思いますので、行政とタイアップしながらやっていきたいというふうに考えます。

○設置者：行政から要請があったところは、ほとんど受けていますね。

○会長：よろしいですか。

○設置者：避難場所の看板を挙げている店も幾つかあります。これはほとんど周辺住民、自治会さんと協議の上で、避難場所にしてもらえませんかというお話があったときには、

お受けさせていただいているのが幾つもあります。

○会長：よろしいですか。

大分時間がたってきたんですけども、ほかにご質問ありませんでしょうか。

はい。

○委員：交通の話と少し別の話ですけども、私このあたりの細かな地理がよくわかっていないので、もしかしたら勘違いかもしれないんですけども、これで言うと、NO2の交差点とあるところの西側ですか、線路を越えたところというのはかなり狭い道だと思わんですが、いただいた経路想定図と、エリア1の方はこの住民さんなのでここを通ってくると思うんですが、線路の向こう側のエリア6の方は、今の想定では南側の主要地方道を通って来られるという想定になっています。

このとおり通ってくれればいいと思うんですけど、線路を越えるところだと、管理にもよると思うんですけど、エリア1の中を通過するような状態になってしまうと、かなり狭い道を通過交通で通るということが想定としてはあり得ると思うので、先ほど広告なんかで来店経路の周知をしますというお話があったと思うんですが、なるべくこういう周辺の狭い街路に通過交通として入らないような工夫をしていただけるといいのかなというふうに思います。

○設置者：まず、この周辺の道路交通状況ですけども、確かにこのエリア1とエリア6の間、これは京阪電鉄が通ってございまして、ここを車で抜けていくというのは、手間がかかるので、ちょうどこのエリア1の一番上端、北の端ですけど、ここに交差点がございまして、ここを抜けてくるのが一番妥当な、走りやすい位置、それから、このエリア6から二本松交差点に向かう三差路といいますか、3つ点線を分けてはいますが、この2カ所がA館の西から東へ抜ける上で一番重要というか、使いやすい経路になっています。そういうことで、エリア1とエリア6というところ、エリア6は南回り、二本松交差点回り、これが一番自然な流れというふうなことですね、現地のほうから見ますと。

○会長：よろしいでしょうか。

入退店経路が想定どおりになっているかどうか、注意しながら、もしそうなっていない場合には、適切な誘導をお願いできればと思います。

ほかに質問。

はい。

○委員：臨時駐車場の件ですが、1年間が契約期間なんですか。契約上は1年というのが期間であって、通常の契約期間が1年とかであったとしても、例えば解約するのであれば、事前に何カ月前とかに申告しないといけないとなっているかと思うんですけど、1年間使用状況を見てから判断をされるのか。1年の契約期間の中で、例えば半年ぐらいで判断されて、そこで更新するのかどうかというのを決められるのかというのは、どうなっているのでしょうか。

○設置者：お答えいたします。実は臨時駐車場のところは売買の予定をされております。ですから、売買されるのがいつごろかというところで、売買されれば買われたところが事業計画をお持ちで、そこで使われるわけですね。売買される前に1年ぐらいは、うちが使ってよというあいまいなお話で今進んでおります。

ですから、込みましたら、そういうあいまいな話を通じる相手ですので、事業計画があるけども、それをせんと、そのまま駐車場のまま貸しておいてよというお願いをしようかなと。今のところ、それがなくても立地法では十分いける計算になりますので、本来、要らないだろうなとは思っているんです。

○委員：だから、地主さんとしては、それをどこか第三者に売却するつもりはされているけれど、とりあえず今めどは立っていないというか、はっきり予定は立っていないということですか。それで、こちらも、そのまま貸しておいてというと、それが通りそうだということですか。

○設置者：買われる予定の方に、そのままうちが使ってねと、こういうお願いをしています。

○委員：わかりました。

○会長：ほかに、ございますでしょうか。

それでは、そろそろ時間ですので、建物設置者の方にはご退席いただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

変更：サンミュージック夢工場長浜店

○会長：それでは続きまして、サンミュージック夢工場長浜店の建物設置者に入室いただいて、説明をお願いしたいと思います。

それでは、本日はお疲れさまです。

サンミュージック夢工場長浜店の変更届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○ 設置者：おはようございます。

では、私のほうから説明させていただきます。

今回の店舗の変更の主な点と申しますと、既存店舗がまずありまして、その横に新たに建物を建てて増床するというのが大きな変更点となります。

もともとの店舗面積は2,340平米というものが、今回増床になりまして2,760平米ということで、2割増床するということになっております。ただ、増床しても、3,000平米いきませんので、立地法としては比較的小型店舗ということになっております。

では、お手元の資料のほう、図面の3-2を見ながら簡単に説明したいと思います。お手元の資料の添付図の3-2、A3のとじ込みがあるかと思っております。

この点、図面を見ていただきますと、ちょうど一番南側の赤い枠で書いてありますが、そちらのほうが今回増床する計画場所となります。その上のほうに既存店舗があります。こちらのほうは、そのまま建物は壊さずに残るような形になります。

もともとこちらのほうは本屋さんを中心に営業していましたが、今までちょっといろいろ社会的な流れもありまして、今回こちらの赤い店舗については、雑貨を中心に扱うような店舗を計画しております。1階、2階で店舗面積を構成するような形になっております。

敷地の計画図を全体で見ますと、こちらの敷地に関しましては、今回変更がございません。敷地計画に関しては、こちらの店舗の用途地域については準工業地域となっております。なので、敷地の周辺を見ていただきますと、東側、南側、そして西側、こちらについては商業施設であったり、工場であったり、そういう建物が建っております。ただ、北側については、住宅が建っておるといような敷地形状になっております。

今回、騒音予測をするに当たりまして、建物周囲4点で等価騒音とか夜間の最大値を計算しました。等価騒音レベルについては、環境基準とかを満足しております。ただ、夜間につきましては、予測地点C、こちらのほうで夜間の最大値を超えるような形にな

っております。

今回の店舗について言うと、営業時間は朝の10時から夜の12時までということで、変更はございません。変更はございませんけれども、夜間のこういう計算をすると、直近の住宅のほうで、c1のほうで夜間の最大値を超えるような結果になっております。ただし、こちらの住宅につきましては、今回、駐車場を貸していただいています土地のオーナーさんの住宅となっております。過去にこういう店舗を立地するに当たりましてご尽力いただいた住宅となっております、ご理解をいただいているというような形になっております。

続きまして、交通のほうの説明に入ります。お手元の資料の添付図の2、こちらのほうを見ていただきたいと思えます。

ちょうど真ん中のほうに店舗がありまして、直近の交差点があります。それを挟むように左側と右側、こちらのほうで交通量調査を実施してございます。朝の10時から夜の12時まで交通量調査をしまして、交差点飽和度を計算しております。結果としては、いずれの交差点も交差点飽和度は0.5を下回っております。

今回、増床によって増加する台数というのは、ピーク時間でも20台ということで、それを各交差点に当てはめて計算しても、結果的には交差点飽和度は0.5以下ということで、今回の増床によって周辺に与える影響は小さいのではないかなというふうに考えております。

続きまして、各課からの意見に対する回答という資料がありますでしょうか。なければ、簡単に口頭で、今回配付してあるこちらの審議会の資料についていませんでしたので、各課から意見照会ということをお願いをいたしまして、主なものとしては、基本的には広告物とか、そういうものについてきちんと届出してくださいよとかいうものが主な面でありました。あと、混雑時には駐車場に交通誘導員を配置しなさいとかいうようなご指摘がありまして、既存店舗でも実際、日曜日なんかは交通誘導員を置いて、駐車場の運営をしておりますので、開店後においても休日、あと、本当に混雑するようなときには、交通誘導員を配置しながら、個別誘導を図っていくということを考えております。

最後に、説明会を2月17日に実施しております。そのときに参加者は2名だけだったんですけれども、意見の内容というのも、どういような店がオープンするかといういような形の意見が多くて、特に運営上の何かそういうご指摘があったといういようなこと

ではございませんでした。

以上で、説明のほう終わらせていただきます。

○会長：はい、ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移ります。サンミュージック夢工場長浜店に関する質問は、すべてこの場でお願いしたいと思います。

質問はございませんでしょうか。

では、最初に、出入口①の変更届出をせずに変更したということについて、滋賀県さんのほうから厳しく指導を受けたというふうに聞いていますけれども、それについて一言説明をお願いできればと思います。

○設置者：出入口①ですが、これは当初の届出の際には、こちらは出入口になっておりませんでして、途中から出入口として実際に使用していただけたんですが、その経緯につきまして、私ども正直、勉強不足のところがありまして、駐車場を増やすことについて、そういう届出が必要でないということと、出入口を増やすことが必要だということを理解しておりませんで、単純ミスということで、県のほうから書面で、実はこういうことがあったときには届出するよということとは実はいただいておったんですけども、その辺をちょっと見落としておりまして、ご迷惑をかけたと思っております。今はこういうことについて随分勉強させていただきましたので、間違いなく今後は注意いたしてやっていきます。

○会長：今後、そういうことがないように、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、西隣にNTTドコモショップが平成23年8月にできたということですけども、交通量の調査はもちろんこの後にやられていますよね。ですから、この影響も含めた交通量だというふうに考えてよろしいですね。一応確認です。

○設置者：ちょうど交通量調査をしたときには、ドコモショップさんに工事は入っていましたけども、営業はたしかしていたはずで。

○会長：営業している状態。

○設置者：はい。それで、交通量調査をしたと。

○会長：することで、現状にほぼ近い状態だということ。

○設置者：もうほとんど一緒だったと記憶しています。

○会長：はい、わかりました。

ほかに、質問等ございませんでしょうか。

○委員：何点かあるんですけども、まず第1点ですが、図2-1-1、資料の15ページになるんですか。それと図の2-1-2、変更前、変更後で奇妙なのは、構内を通行する車両の経路で、変更前は経路12番というのがあったんですが、変更後ではこれがなくなっているんですけど、これはどういう理由でしょうか。結果としてEは下がっているんですけどね、数値が。当たり前の話ですが。

○設置者：経路の12番が変更後についてはないというご指摘ですが、結果的にはこの経路12、変更前の図の2-1-1ですね。こちらのほうで予測地点D、D'の下のほうに経路12というものがあまして、次の図の2-1-2、こちらのほうでは経路12が消えているから、なぜだというご質問だと思いますけれども、今回、その台数については経路12のほうに加算しまして、図の2-1-2のほう、変更後については、その台数は経路のNo.12、こちらのほうに加算して計算しています。

確かに、ご指摘のとおり、ここに経路を一本つけたらどうだというようなご指摘がありまして、結果的には、この経路No.12のほうに、すべて台数を加算して計算しました。

○委員：私が疑問に思うのは、それによって測定点Dが規制基準を下回るようになっていきますね。変更前はオーバーしているんですよ。計算方法で経路12を意図的に削除することによって、規制基準をクリアするという形になってしまっているのは、ちょっとまずいんじゃないでしょうか。

○設置者：そうですね。結果的に言うと、図の2-1-2で、経路8、経路No.12の一番左端の点で、ここの予測地点で、例えば予測地点D'、D1を計算しております。要は、規制基準、夜間の最大値を計算するときには最短距離で計算しますので、仮に図の2-1-1のほうの経路12があったとしても最短距離で計算するので、計算結果は変わってこないかなと。

○委員：いやいや、もう一回言いますよ。既にこの後ろに書いてあるんです。規制基準を超えています。

○設置者：はい。

○委員：経路12をなくすことによって、規制基準を下回っています。それはちょっとまずいのではないのでしょうか。意図的に削除することによって、規制基準をクリアしているというようにとられかねない。

○設置者：予測地点、敷地境界のDのところでは、確かに規制基準を既に超えています。なので、新たに予測地点D 1' を住宅側で設けて、そこで一応クリアしているというように資料はつくってございます。

○会長：ちょっと、それでは。

○委員：対策として、これ、規制基準を超えているわけですね、10時以降の最大値が。その対策を一切せずに、超えているけども、住宅地のほうでは超えていないから、まあ、よしとしようという考え方はまずくはないと思うんですが、22時以降、例えば幾つかの駐車場を閉鎖するという形で、簡単に22時以降の騒音レベルを下げられるんですね。そういうことをせずに、超えているけれども苦情がないからいいでしょうというのは、ちょっとどうかと思うんですね。特に、予測地点C、かなりオーバーしていますね。

○設置者：はい。もう既に現場には遮音壁みたいなものを、余り高くはないんですけども、設けるような対策をしています。そういうような対策を既にしている中で、予測地点Dの方も実は、今回、土地をお借りしているオーナーさんで、この出店に当たって、いろいろ尽力していただいた関係です。そういう対策も踏まえて、何とか今までも営業してきたというような形になっております。

○委員：騒音で人は死にますので、有害化学物質と一緒に汚染物質と考えていただいたほうがいいと思うんですね。特に10時以降から人間は寝ています。そういう時刻帯に、例えばCの地点なんかですと70デシベルぐらいが確か出てきたと思うんですね。そういうのをごくごく簡単な対策でできるんですから、やられてはどうかと思うんですけどね。住んでおられる方が大丈夫と言っても、住んでおられる方は騒音によって影響を受けるとは絶対わからないですよ。

○設置者：そうですね。おっしゃるとおりだと思います。そういう経緯がありまして、ブロック塀の上に遮音壁を立てるような形で現場で対応させてもらって、それもお向かいのご自宅と相談しながら、こうしてやってきた経緯があるということで、一応周辺の住民の方にはご理解いただいております。

○委員：そうすると、具体的に例えば予測地点D 1とかC 1、ここ2点しかないんですが、周辺の住居のところでは、ここは準工業なので、そもそも規制基準はかなり緩いんですけども、このレベルですと、ちょっと危ないかもしれないレベルなんですけど、それはクリアしていると考えてよろしいですか。

○設置者：確かに計算すると、結果的には、ちょうど一番近い予測地点Cなどは、こういうような形になっております。なんですけれども、一応そういう遮音壁とかを立てるような形で対応して。

○委員：遮音壁を立てた後、家屋の壁面そばではどうなのでしょう。

○設置者：当然、2階なんかはそのまま音が抜けてしまいます。遮音壁はそんな3メートル、4メートルも立てられませんので、今、1階高さぐらいの隠れるような形で対処してもらっています。

○委員：どのぐらいのレベルになるのでしょうか。2階だと。

○設置者：多分ほとんど距離減衰はそんなにないので、結果的に60が仮に59とか、それぐらいにしかならないかなとは思いますが。

○委員：特にCのお宅については、すぐ横まで来ていますよね。これは何らかの方法を、10時以降入らないとかやっても、さほど不自由はないように私には思えるんですが。

○設置者：出入口④を利用する8台について、ここはちょっと入りにくいこともありまして、優先してここは利用される場所ではもともとないので、10時以降利用制限する等の配慮を考えたいと思います。

○委員：そうですね。それとか、音源は通路のところで全部とっておられて、実際には車は枠内でエンジンをかけたり、ドアを閉めたりしますよね。それを考えますと、予測地点Dから要するに北側、ずらっと並んでいる、あそこの1列を使用禁止にしてもいいのかなという気もちょっといたしますね。

○設置者：1点だけ補足ですけども、Dの列の住居が4点あるんですが、これはひとりのお家で、手前は蔵で住んでいない。手前は離れで就寝には使かわれてなくて、離れたほうでお休みになっていらっしゃるの、こちらのお宅は実際問題、大きい家で静かに大丈夫だと思います。

Cの家は確かにちょっと近いので、その隣に、今はもちろん計画はないんですけど、この土地を譲っていただいた際には、店舗を建てるというのを承知で譲っていただいたとはいえ、おっしゃるよううるさいということがあったと思いますので、先ほど申し上げたように、昼時用の駐車場については深夜の制限についてちょっと検討するようにいたします。

○委員：そうですね。出入口④の駐車場とか、Cのお宅のすぐ西側の駐車場とか、こうい

うところを余り使えないような形になっても、22時以降ですと多分十分できるんじゃないかと思います。

もう1点ですが、計算結果が2通りの計算をされていまして、夜間の最大値、お客さんの車の最大値を計算される際に2通りの計算をされていて、どうも後者、これはページ数が入ってないですね。騒音の資料のラストについて、ASJ model 云々という方法を記入されておられるようですが、それより前のところに、そうではない方法で計算されているみたいです。その両者の間にかなりのレベル差があるんですが、これはどういうことでしょうか。

実際、見てみますと、音源との距離が全然違うんですね。例えば予測地点Cですと、最短距離が6メートルぐらいになっておるんですが、20~30枚めくっていただくと、3メートルになっているんですね、同じ径路から。倍ですから、結果的には6デシベルの差が出てきています。

これは、どうしてですか。

○設置者：これは、どちらの資料になりますか。

○委員：これ、ページ数が振ってないので、私なりの説明ができないんですけど、変更後の構内車両の最大値、あるいは昼間の台数と書いてある表がありますね。予測地点ごとに重複する径路、地形ごとに1枚の表、そこに書いてある距離と、ずっと後ろのほうへ行って、予測地点ごとの連結車両として径路1から14と書いてある表で、ASJ modelと書いてある表、この2つの間で予測地点までの距離が全く違います。

既に計算されていたはずなのに、なぜここで再計算を別の方法でされているのか。しかも、音源の位置を変えてまで計算されているのかというのが、ちょっと理解できなかったんですけど。

○設置者：前のほうの資料は、予測地点についてはAとかEとかという径路ごとについている資料でしょうかね。こちらについては、等価騒音レベルを計算するために使っている資料になっています。

○委員：それで、その中に最大値も書かれておるんですね。

○設置者：そうですね。径路、この中で例えば10個分割しまして、それぞれの地点ごとの騒音レベル、それに時速20キロで走ったときの単発暴露騒音というような形で計算させてもっています。こちらは、あくまでも等価騒音レベルを計算するのに使った資料

となっております。

後ろのほうの径路14までというものについて言うと、こちらは夜間の最大値を計算するために使った資料で、例えば径路1で最短距離を求めて、そこで要は計算している。だから、見た目的に言うと、夜間最大値がこれでわかりやすく表明しているというような形に。

○委員：そしたら具体的に言いましょう、回答になってないので。

予測地点CはX 27.9、Y 71.5、Z 1.2で、全く同じものが別のところにもあります。全く一致しています。径路、例えば12、13について、2回目の計算では予測地点までの距離が5.9メートルです。1回目の計算では2.8メートルです。これはどうしてですか。径路は一緒ですよ。測定値も一緒ですよ。

○設置者：・・・。

○委員：前半部分の計算のほう为数デシベル高いです。そちらのほうは、見たところ正しく計算されているようですね。

○設置者：はい。

○委員：後半部分のほうは、どうしてこの距離になるのか私には全然理解できません。地点Cについて、最も近いのは径路の13か14だと思うんですけども、6メートルも離れていますか。すぐ横を通っているんですよ、車は。

○設置者：そうですね。おっしゃるとおりですね。こちらについてはもう一回ちょっと。

○委員：多分、後ろは全削除だと思うんですね。最初に設定してある径路が正しいんだと思いますね。

○設置者：はい、そうですね。最初のやつは、もう径路変更になっているんですけど。

○会長：最初の計算に基づいて、これは出されているんですか。

○委員：既に計算が終わっているのに余計な計算をされていて、そのときには音源の位置を何か遠くにされているんです。

○会長：余計なものが入っていると。

○委員：それに基づいて、規制基準を何デシベル上回ったと書かれておられるので、間違った計算結果のほうを使ってそういうのをとらえているので、それはちょっとまずい。

○会長：これ、再計算したほうがいいんですか。

○委員：再計算せずに、前の正しいほうを使って表記していただくと。そうすると、数デ

シベル全部上がりますので、ますます規制基準、あるいは家のほうの値も上がると思うんです。

○設置者：確かに、今聞いているとあれかもしれませんけれども、結果的に言うと、どちらにしましても、径路で超えているNo.14とか直近のところなんかについては、駐車場を閉鎖するとかというような対策をとらせてもらうということで対応をとっていくと。

○会長：この資料をもう一度作り直していただくということで、よろしいですか。

○設置者：はい、わかりました。

○会長：対策は対策で、やっぱりとらなきゃいけない。現状でも稼働しているの、実測ということもあるかもしれないですね。

○委員：それでも構わないけども、何もしなかったら超えるのは明らかなので。

○設置者：そうです。これだけ近いところで径路発車すれば、敷地境界が特にこういうことで、こういうのは間違いないと。だからこそ、その対策をとっていかないといけないというようなことを考えています。

○会長：これ、22時以降だと駐車場①だけでも収容可能なくらいの量ではないんですか。

○設置者：いや、駐車場①だけでは、12台ではやっぱり足りないです。

○委員：建物に面している一連の駐車場がありますよね、北側に。このぐらいあれば足りるのではないですかね。そしたら、地点Cの直近のお宅はかなり下がると思いますけど。

○設置者：そうですね。直近のCのご自宅についてはご理解いただいているとは言え、なにがしか対応をとってくるということで、そういうことで今良好な関係を築いているのを、さらに今後も継続していきたいというふうに考えています。

○会長：はい、どうぞ。

○委員：駐車場での軽の台数が多すぎるんじゃないかと思うんですけども、図の2-1-1と、2-1-2、変更前、変更後を比べたときに、もともとの駐車場①のところの3割ぐらいをつぶして、新築をつくると。それで、駐車場のスペースそのものというのは、ほとんどふやさない。変更後のほうの駐車場⑤という部分はふえていますけれども、実質的な駐車場面積はふやさないで、駐車台数の帳尻を合わせるために恐らく軽の台数というのがふやしているんだと思うんですけども、私自身がいろんなこの種の店に行ったときに、これだけ軽というのが多いのは見たことがないんですね。

ここを利用される方で、軽の比率というのが何か実績に基づいて、このくらい多さ

れたのか、台数を確保するために軽の比率をこれだけふやしたのかという、そのあたりはどうでしょうか。

○設置者：今のご質問に対して、実は建物との間にもとも里道がございまして、車のラインを建物の際・際にすることで、真ん中の51番から63番のところを2列ふえています。駐車場面積もふえていないように見えるんですが、実際は里道を取得して面積もふえることで、台数も実際はふえています。

それから、軽自動車についてのご指摘ですが、これは統計をとったわけではないのですが、昨今いわゆるエコの関係、以前と比べると大型の乗用車が随分比率が減って、軽であっても台数をふやしたほうがいいのではないかという私どもなりの判断で、こういう形をとらせていただいております。

○委員：ここは軽の駐車場を設定するときに、例えば極端に言うと、全部軽にしたらたくさんできるわけで、その辺の歯どめというか、指針はないんですか。

○設置者：あくまで、経験でということですね。

○委員：いや、この状態ですと、図2-1で見て、予測地点Eのところの近くのところは軽が向かい合わせになっていますよね。ここには普通乗用車はとめられないですね、間の距離が短いでしょうから。そうすると、前に比べると、普通の車のほうの駐車スペースは減っていると思うんですよ。ほんと、これで合うんですか。

○設置者：ちなみに、今新築のところは建て方待ちの基礎工事中で、1番から12番までの駐車場については一応供用しておるんですが、現実とめにくい関係があって、お客様の利用が現状ほとんどない状態です。

今、既存の建物で平常営業しておる状態で、この図面のラインに引き直した状態で営業しております。土日で、ここしばらく駐車場の満車率を現場で測っておるんですけど、土日で七、八割ぐらいの駐車場で余裕があるというふうに、現状は営業しております。

○委員：2-1-2で、軽というやつを全部、普通自動車と想定した駐車場の形にしてしまうと、このガイドラインに定められている台数の分も確保できないんですか。

○設置者：恐らく足りないと思っています。

○委員：実際に、とめられている車がどのくらいあるのかわからないんですけども。

○設置者：現実には空いていますので、足りていますということしか今の段階では申し上げられないんですけど、現状は全く問題ないです。軽自動車の方も、詰まっていれば奥へ

とめられるでしょうけども、空いていれば前のほうにとめられる方もいらっしゃるでしょうし、そういう中で、現実としてはまだ余裕があるという状況で営業しております。

○委員：このあたりが事実上は死んでいても、大丈夫なんですか。

○設置者：死んでいてもとか、いっぱいになれば恐らくとめられるでしょうけども、今のところいっぱいにならない。

○委員：普通乗用車はとめられないでしょう。

○設置者：もちろん普通自動車はとめられないと思うんですけど。

○委員：わかりました。

○会長：はい、どうぞ。

○委員：今のことに関連して、今のところ余裕があるということですが、軽自動車を奥のほうに誘導するような何か表示とかあるんですか。つまり、軽自動車が入口近くの入りやすいところにどんどんとめていったら、結局、普通自動車は奥まで行ってもとめられないということで停滞してしまうんじゃないかなと思うんですけど、その辺の何か工夫みたいなことはされているんですか。

○設置者：現状、何もいたしておりません。

○委員：今後これを変えるということで、される予定があるのかということですか。

○設置者：このときは交通整理員を必ず立たせますので、そういうような誘導は今後状況を見ながらできるんじゃないかなと思います。これも今、運営してきて、当然店側としても入れないという売上げが下がっていくので、適切ないろいろ考えていきたいなと考えています。

○会長：はい、どうぞ。

○委員：関連して、私はむしろ軽の割合が多いというのは図面を見て感じたのと、もう1つは、現状は既にそうだと思うんですが、出入口が変更後の図面で言うと、①から⑤まで連続してありますよね。かなり近接したところにあって、かつ、中ではつながっていないので、例えばある場所にとめようと思うと、入口は1カ所という形で運用されていますよね。そうすると、今のお話で七、八割ぐらいというお話だと思うんですが、仮にこれが全部埋まるような状態になるとすると、かなり道路側でも誘導してあげないと、空いたスペースに行けないんじゃないかと。

例えば、③の入口から入ってみただけでも、何も空いてないから、もう一回別のとこ

ろに行ってみるといような、かなりうろつきの交通がこの道路で出てくるんじゃないかと思うんで、特にお客さんの多いときには、そういった複数の駐車場の誘導というのを少ししていただく必要があるんじゃないかなという気がします。

あと、今の軽の話も少し気にはなったんですが、これは敷地の形状もあるのでちょっと難しいかなと思うんですけど、もし同じ軽の台数と普通車の台数で配置ができるのであれば、可能であれば軽のものをもっと入口側に配置すると、軽自動車の人は、今の状態で手前に普通車のマスがあるので、空いていればそこにとめると思うんですが、手前側に軽のマスがあれば、そこにとめてくれる可能性は高くなると思うので、そういうマスの稼働率を上げるような工夫をうまくしていただくと、全体としてももう少しうまくいくんじゃないかと思うんで、そんな工夫も、もし可能であればしていただけるといいかなと思いました。

○設置者：ありがとうございます。

運営の中で何とか頑張っていきます。

○会長：ほかに、質問等ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○委員：地元の長浜市からの提出意見のところ、出入口が集約されることが望ましいため、新設の出入口②は、機能集約するという意見があったかと思うんですが、それはどうされるんですか。というのは、出入口②というのは、車いすマークの駐車場のところだと思うんですが、この台数からして車いすの駐車スペースに2台しかなくて、しかもその出入口が集約されてなくなってしまうと、ちょっと使いにくいかなと思うんですけど。

○設置者：今のご質問の点につきましては、やはり出入口②のところは建物の間口が広くて、車いすの方も入りやすいということと、これが北側になりますと、ちょっと駐車場のマスが詰まっています、出入口の構造が狭いというのがあります、この計画どおりに集約した分じゃないかというご意見をいただいておりますが、車いすの方の利便を考えた上で、このままの計画でいこうというふうには考えています。

○会長：よろしいですか。

ほかに、ご質問等ありますか。はい、どうぞ。

○委員：廃棄物等に関する施設ですけれども、保管施設が37.5立方メートルから15.7立方メートルということで、以前の半分以下にされるのかと思うんですけれども、こ

れは店舗が増床されるのですが、保管施設としては基準範囲内なのかと思うんですけれども、具体的に大丈夫だと、いけるんでしょうか。

○設置者：もともと昔、届けていたものが高さ3メートルで計算していたんで、保管施設とかを変えることはなくて、高さ1.5メートルで計算したとして、こういうようなかなり量が減ったという感じになっています。もともとが高さ3メートルという非現実的な計算をしただけです。

○設置者：使えないところまで計算に入れていたということです。実際は使ってないので、実際の高さで容量容積等を計算しました。

○会長：はい。

ほかに、質問等ございませんでしょうか。

それでは、質問がないようでしたら、建物設置者の方にはご退席いただければと思います。ありがとうございました。

#### 審議

○会長：予定より大分時間が超過していますが、それでは審議に移りたいと思います。

まず、(仮称)フレンドマート西大津店の届出内容について、ご審議いただきたいと思います。いかがでしょうか。

まず、意見をつけるか、つけないかについては、意見をつけるというほどのことではないのかなと思いますが、そこはいかがでしょうか。

「意見はなし」ということでよろしいでしょうか。

次に、附帯意見をつけるかどうかですけれども、これはいかがでしょうか。つけたら、朝の荷捌きの騒音を防ぐように努めるとか。

○委員：今後、周辺環境が変わるようなことがあればという条件つきになるんじゃないかと思いますね。現状ですと田んぼですので、余り意見はなかろうかと思います。

○会長：今の段階では特に要らないですか。

○委員：将来、周辺環境に変化があった場合は、適切に対応することだったら、いいと思います。

○会長：周辺環境というと土地利用ですかね。土地利用に変化があった場合には、それに応じた必要な対応をとると、そういうような感じですかね。いかがでしょうか。

そしたら、今申し上げたような感じで、周辺の土地利用に将来変化があった場合には、必要な措置を速やかに講じる、というような文言で附帯意見をつけたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

続いて、サンミュージック夢工場長浜店の届出内容についてご審議いただきたいと思っております。これについてはどうでしょうか。まず、意見をつけるか、つけないかですが、いかがいたしましょうか。

○委員：事務局にちょっとお聴きしたいんですけども、軽の駐車を多くしていくもの、これははっきり言って、店舗面積を増やして駐車場のスペースをつぶしておいて、それで新たな駐車スペースをほとんど確保しないと。台数の帳尻を合わせるために、軽の台数をたくさんやってというふうなことは、法律とかを見たときに問題はないんですか。

○事務局：私どもも最初に図面を見ましたときに、明らかに軽の台数が多いということで、先ほど写真を映しましたように、現地を視察しまして実際に見ますと、特に図面の西側に軽2列があると思うんですが、そこについては軽といった文言は駐車場に書かれておりません。幅で言いますと一般車もとめられることはとめられます。それとスムーズに出ることもできますので、問題はないと考えております。

騒音予測地点C、北側の軽というところが8台ほどございますけども、こちらも軽という文字は駐車区画には示されておられません。一応こちらも幅としましては一般車もとめられることはとめられるという状況ではございます。

○委員：別添図の3-2で、軽と書いてあるところが2種類あるんですね。No.が27, 28, 29, 30とか、このあたりは明らかに狭いですよ。上の21, 20, 19とか、このあたりは余り変わらないんですね。だから、この30の向かいの26, 25, 24, 23のあたりを両面にするために、軽にしたんだと思うんですけども、ここに普通車両を両方とめて、入れたり出したりできますか。

○事務局：その点については難しいです。

○委員：この例を認めたときに非常に懸念するのは、ほかの業者のほうが駐車場をつぶして店を広くしても、結局その駐車スペースのところ、そういうふうな形で帳尻を合わせれば、それは経費をかけずに済ませるじゃないですか。そういうのを、はい、そうですかと認めていいのかという気がするんですよ。これを認めてしまうと、やり放題のよ

うな気がするんですよね。だから、何か歯どめができないのかと。

○事務局：指針によりますと、その駐車台数も113台ということで、新たに増えました場合、これに対しまして118台ということで、一応5台分の余剰はある形となっております。

○委員：そうであれば、問題にしていた予測地点E、eのところの向かい合わせのところを、こうする必然性がないと思うんですよ。だから、ここを軽と書かないで普通の形にしたら済む話なんで、でもこれを軽にしちゃうと、多分とめられないです。そうすると、指針のほうのぎりぎりの台数でいいと思うんで、ここは普通にしたいほうがいろんな意味ですっきりするんじゃないかなという気がするんで、それを思うところです。

○会長：はい、どうぞ。

○委員：今のご意見は、そのとおりやと思うんです。結局、台数を増やすためにちょっと面積を狭くすれば増えるわけです。ですから、その歯どめとしては、やっぱり実態があると思うんで、行かれたときに実際にその軽が何割あるかとか、そういうことが裏データとしてあれば、大体6：4ですよとか、例えばそれぐらいでもいいので、そういうふうなことが把握されていれば、軽が多くても、ここはそうなんだなということで理解できるんですけど、面積割だけでそういうふうになると、ちょっと意図的なことに感じられますので、何かそういう部分があってもいいんじゃないですかね。そんなに時間もかからないと思います。

確かに、言われるようにビデオとか本とか買いにくる人は一人で来られて、ぱっぱと買われるイメージがありますから、そんな大きな車で来られないという感じがするんですけどね。というのが私の意見です。

○委員：そういう資料を出していただいたら、いいんじゃないでしょうか。その資料等かなり精度を上げるんだったら、し直ししなさいと。余っている10台分を使えば精度が解消できるんじゃないかと。

○委員：さっきちょっと言いましたけど、ちゃんと稼働させることも必要ですけど、結局、軽自動車が普通車のマスにとめてしまって、軽のところにだれもとめないという状態になってしまうとまずいと思うんです。

現実に来ている車、あるいはこの周辺を走っている車の軽自動車と普通車の割合がこのぐらいであるとかという話と、例えば誘導員さんを置いて、混んだときは軽自動車は

軽のマスに誘導するといった手もありますけど、混んでいるときには、軽と普通車と別々に誘導したり、そういうふうなあたりをしていただければ、これでもいいと思うんです。何にもなしだと、このマスの台数が稼働しないと思うので、その辺はちょっと心配かなと思います。

○委員：そもそも軽と書いていないんですね。それもおかしいですよ。それで、軽と書いてないところに普通車がとまっているんですね。それでもっているわけですよ。

○事務局：そうです。

○委員：だったら、それを認めるのはまずいんじゃないですか。

○委員：駐車場の⑤なんか、多分誘導がなかったら軽のところは死ぬと思いますけれど。

○委員：入れない。

○会長：駐車台数は、指針台数が107台になっています。併設駐車場なので113台必要ですよ。余裕はほとんどないですね。ですから、なおさら問題ですね。

実際、臨時駐車場などを用意して対応してもらって、運用して実際台数が必要じゃないということも出てきますから、そのときには減らしてもいいということかなと思うんですが、まずやっぱり周辺に駐車場を確保してもらおうようにせざるを得ないんじゃないですか。

今の車の問題と、あと騒音の問題についても、とりあえず地主さんの意向を入れて、問題がないんですかね。ただ、計算の結果は出し方が違っているんで、そこは修正する必要があると思います。

○委員：17ページが全然違う数字が出てきていますので、これは修正いただかないといけない。問題は対策をどこまで述べるかですけれども。

○会長：今のところは、騒音の影響を受けない住まい方としているということでしたか。ただ、C地点のところに住んでいるんですかね。運用上、22時以降駐車場を閉鎖すれば何とかなることなので、そういう方向で意見を言いたいでしょうか。

これはかなり強めの意見を言わなきゃいけない例だと思うので、付帯意見なのか、意見なのかちょっと迷うレベルですね。

○委員：事前に何かそういうことが書いてあればいいんですけど、一切書いてないので。しかも、規制基準を正しい値でいくと15デシベルぐらい上がっていますね。準工業地域に使われている。

○会長：意見になるとすれば、文言は注意深く書かなければいけないと思うので、ちょっと修文が必要でしょうけども、基本的には、まず騒音については計算結果を正しく表記するという事。それから、住宅地に近いところの駐車場は、夜間は閉鎖すると。

それから、駐車場については、まずは開店時には臨時駐車場を整備してください。これは書かなくてもいいのかもしれないけど、運用していく中で必要がなければ、もちろん臨時は減らしてもいいんですけども、まずは臨時を確保してほしい。10台分くらいあればいいという感じですかね。その辺が軽自動車の分が多いので、そこを普通車にした上で、必要な分を臨時駐車場として確保しなさいというような意見ですね。

○委員：出入口⑤のところの駐車場⑤というのは、かなりアプローチが難しい駐車場だと思うんですけども、駐車場の台数の考え方ですけど、こういうことでいいですか。駐車場の中でバックなり、いろいろ切り返しとかやればとめられると、そういう前提だと思うんですけども。それで、この駐車場⑤というのも1番出入口のところの軽の1の隣のところが空いているんだと思うんですね。

ただ、先ほどちょっとありましたけども、軽の5というのは8（に車）がとまっているときに、とめられるのかなと疑問なんです。多分とめられないと思います。ここで入口のところからバックで入っていかない限りは、前は普通の道ですから、そこまで要求するのは変だと思うんですよ。ここをもし使うんだったら、軽の5は空きスペースにしておかないとちょっとまずいんじゃないかという気が、細かいところでもします。

5のところに入るためには、恐らくその入口のところからバックで入っていかないと、入れないです。そういうふうなことを前提にするのでいいんですかということなんです。

○事務局：こちらの駐車場につきましては現地を見させていただいたんですけども、現状でも駐車場として使用されておりますので、一番奥の軽の5につきましても、駐車はできるというような認識では。

○委員：ほかが全部とまっていて、5に入れますか。多分、入れないと思います。

3か4が空いていれば、きっと入れると思います。だから、全部埋まっていたら、ここは入れないんですよ。下の予測地点Eのところ27, 26あたりも厳しいと思いますけど、この辺は敷地内に一応スペースがあるから、これで入れると思う。中でのUターンは行けないことはないと思うんですよ。だけど、出入口⑤のところは、そのスペースがこの中になから、道路のほうからバックで入ってくることを想定せざるを得ないん

じゃないか、ちょっとまずいんじゃないかなというふうな意味です。

しかも、こういうふうなことをやって、台数がようやくぎりぎりなんですよ。だから、さっき会長がおっしゃったように臨時のやつ、臨時じゃないけども、駐車スペースをもう一個用意することをしないと、この駐車場のやり方で認めるのはまずいんじゃないかなと。

○会長：軽はこれだけ数が多いし、入りにくい状況ですので、こういう例を計画として認めてしまうと、ほかの計画への影響もあるかもしれないですね。

ということで、もう一度何台分、今のスペースでとめられるかというのを再度計画し直した上で、必要台数に足りない部分を臨時駐車場として確保するというのを、意見としてつけるということにしましょうか。よろしいですか、ちょっと大変でしょうけど。

○事務局：臨時駐車場の件の確認ですけども、先ほど事業者がおっしゃっていましたとおり、現状は七、八割程度ということで、意見の前に現状の駐車場の利用状況調査をしてはいかがでしょうか。

○会長：現状での店舗面積は1,881ということですか。この辺も資料の1ページ目との関係もあるんですけども、現在が2,300あると。

○事務局：そうです。既存店舗のところにつきましては、レンタル部分を削除しました物販に係る面積が1,881ということで。

○会長：だから、今現在は2,300ではなくて、1,881で営業しているわけですよね。その段階で七、八割が埋まっているということでしょう。今1,800のやつが、2,700になるわけですね。ですから、1.5倍くらいになるわけでしょう。そうすると、七、八割埋まっている状態が、1.5倍になったらオーバーするわけですね、単純に考えるとね。

○事務局：その1,881とありますのは純物販部分でございまして、ここはレンタル部分がほかにも多数占めております。

○会長：現状でそのレンタル部分が営業しているんですわ。

○事務局：はい。営業しております。

○会長：いや、今現在は2,300ということですね。

○事務局：そうです。その残りの500程度がレンタ部分と考えていただければ。

○会長：だけど、純増は500ほどだということですか。

○事務局：はい。

○会長：であれば、七、八割というのが、九割ちょっとということになるんですか。本当に今レンタルの営業をしているという状態でよろしいですか。

○事務局：はい。

○会長：今工事しているから、その部分は閉鎖しているわけでもないんですね。

○事務局：はい、既存店舗につきましては営業しております、レンタルにつきましても。

○会長：既存店舗というのは、図の3-2でいくと下の部分ではなくて、赤い部分にあるんじゃないですか。ちょっとその辺が頭に入っていないですか。

○事務局：恐らく変更前の店舗面積は2,342平米というのが、レンタル部分も含みました1階をべったりと計算したような値になっておりますので、若干変更後と比べましても、1階部分が1,321から1,270へ、2階につきましては1,021から611という状況でございます。

変更前は、恐らくレンタル部分、この非物販の部分も含んだ面積となっております。

○会長：七、八割埋まっているという状態は、どの店舗面積に対応した状態なのかというのがわからないと、最終的な変更後の部分がどうなるかがわからないので、そこは確認したいんです。だから、今工事中とかで店舗を閉鎖しているわけではないのかなと思ったんですが、大丈夫ですか。

○事務局：現在の営業につきましては、届出書の1ページの変更後になりますと、既存店舗の1階部分が1,270平米、2階部分に611、修理1平米に、あとレンタル部分を含めました面積となっております。

○委員：既存店舗の部分は、変更後も全く変化はないと。単純に新設の部分が増えると、そういう解釈でいいですか。

○事務局：そうです。

○会長：すみません。もしかしたら、何とかなるかもしれないということですか。

○委員：今よりは確実に増えますよね。

○会長：一応増えるんですよね。ただ、七、八割だとすれば、その増加分がぎりぎり収まる可能性がないわけでもないかな。そこはわからないですね。いずれにしても、運用上はそうなるかもしれないけども、指針台数も現状では満足できないという状態なわけですよ、軽が多すぎるとか、実際運用ができないとかということを見ると。

- 委員：すみません。今の駐車場の状態もよくわからないんですけども、変更後の軽がたくさん並んでいる状態でも運用されているんですか。
- 事務局：今は、届出書の変更後の駐車区画になっております。
- 委員：だから、変更前は駐車場5という存在はなかったんですけど、今は5というのが利用されているということなんですか。
- 事務局：駐車場5につきましては、従来から使用されておりましたが、新たに今回からはサンミュージックさん専用の駐車場になると理解しております。
- 委員：従来から使用されていたというのは、別の方が利用されていたと。
- 事務局：そうです、はい。
- 委員：この店舗とかがですか。
- 事務局：そこまでは存じ上げてないですけども、従来から駐車場としては同じ。
- 委員：定期的に駐車する方とかの駐車スペースだったら、例えば何番にだれがとまるとか、はっきりわかっているじゃないですか、何時ごろにこの人が出るとか。そうすると、おっしゃっていたように、普通車と軽自動車ともやりやすいかなと思うんですけど、こういうふうに、いつお客さんが来るかわからない状態で使用するのが、前ができていたから、これもできるというふうにはなかなか言いにくいんじゃないかなと思うんです。
- ただ、従前の使用の仕方がどうだったのかということまでわからないと、駐車場5というのは実際に機能するかどうかわからないかなと思います。
- 委員：さっき写真が出ていましたけど、余りお店の駐車場という雰囲気ではなかったような気がします。
- 会長：その辺はどうですか。県のほうとしては、臨時駐車場を確保するところまではやらなくてもいいという考えをしているわけですか。
- 事務局：その臨時駐車場につきましても、開店後の状況というのは実際どうなるかというのは、もちろんわからないことではありますので、開店後の状況を見て確保されたいというような形では、いかがでしょうか。
- 委員：よろしいですか。結局、どっちかだと思っんですよね。その指針の計算に基づく台数を確保するか。あるいは、それまでの実績をもとに面積が増えたので、比例案分して台数を確保するかと、そのどっちかでしょう、考え方としては。だから、これはどちらもいいんですよね。実践ベースでも指針による台数でもいいんですね。だから、どっ

ちに基づいてやるのかをはっきりさせてもらって、それで必要台数を確保する。

話は、非常に簡単な話だと思うんですよ。それに必要な不足分の台数は、臨時じゃなくて、ちゃんと確保するというふうに言うのが筋だと思いますよ。だから、実績ベースだったら実績ベース、指針ベースだったら指針ベースでもって、どっちかでやって、必要台数を確保させるというふうなことも、その線はやっぱりあいまいにしちゃうと、言ってみたらこれでいいのやというふうになっちゃうのかなと思いますので、事業者さんのほうにどっちでやって台数を確保するのかというふうなことを、もし軽の台数だから、やっぱり現にとまっている軽の台数の比率とか、そういうふうなものを出してもらわないと、まずいんじゃないかなというふうに思います。

その辺の筋を立てた形の台数、そのことの検討資料は何もないですよ。だから、それを出してもらわないと、後々悪い影響を与えるんじゃないかなと思います。

○会長：貴重なご意見ありがとうございました。

もう一度整理すると、軽が多すぎるので、駐車場の区画をもうちょっと合理的に弾き直した上で、何台駐車スペースが確保できるかを計算し、それが実績との見合いで適切かどうかという検討を行うと。もし、それが足りないということになった場合には、臨時駐車場を確保してくださいというような、そういう流れかと思います。そういうことを意見としてつけるか、あるいは付帯意見程度でいいのか。そのあたりですね。

どうでしょうか。意見としてつける場合も、3通りありまして、もう一回審議をし直すということもあります。あるいは、もう審議を省略して、適切な対応をすることを、例えば会長等で一任していただいて対応してもらおうというやり方。それから、その辺はどちらにしたらいいか、次回の審議会で審議するかどうか様子を見ながら検討して、手続という昼間的な場合ですね、その3種類があるんですけども、その辺も含めてどうするかを検討していただければと思います。

○委員：会長一任で。

○会長：じゃ、意見にしまして、会長一任というやり方でよろしいでしょうか。

「異議なし」

じゃ、もう一度整理しますと、騒音予測の点については正しい計算結果を文書にしてもらおうと。で、周辺の住民と協議して、何らか問題が出れば、速やかに対応してほしいと。これは付帯意見程度でよろしいですか。

意見の方法としては、駐車場について、まず、駐車区画を合理的に線引きし直して、合理的に駐車できる台数をきちんと出してほしいと。実績の駐車場の利用需要を予測し、それが収まらない場合には、臨時の駐車場を確保することをしてほしいということ意見を言う。これについての対応は会長に一任していただきたいということかね。そんな感じで行きたいと思います。よろしくお願いします。

それでよろしいですね。

それでは、この辺で審議を終わりにして、本日の案件について確認のため、審議結果を事務局のほうから報告いただいてよろしいですか。

○事務局：それでは、もう一度確認させていただきます。

まず、フレンドマート西大津店につきましては、意見はなし。付帯意見としまして、将来土地利用に変化があった場合には、必要な対策をとっていただきたい。

続きまして、サンミュージック夢工場長浜店につきましては、まず、駐車場に関する事で、合理的に線引きで引き直した上で、駐車台数を実績に基づいて検討していただきたいという意見と、騒音につきましては計算結果を正しく提出いただいて、問題が生じた場合には周辺住民と協議し、対策をとっていただきたいという付帯意見の2点でよろしいでしょうか。

○会長：それで、臨時駐車場を必要に応じて確保するようにしてほしいと。必ず確保しなければいけないというわけじゃなくて、その計算結果として必要になれば、確保してくださいということをお願いします。

○事務局：1点確認なんですけども、サンミュージック夢工場長浜店につきましては、線を引き直すのは図面と現実もあわせてということですか。

○会長：図面上というか、実際に駐車できなければしょうがないので。

○事務局：実際に引き直すということですか。

○会長：そうですね。

○事務局：途切れ途切れに臨時の駐車場を確保するということがありますので、とりあえずは図面上で引き直して、臨時駐車場のところも合わせて、必要台数という整理計画ですね。

○会長：そうですね。だから、引き直さなくても臨時駐車場がかなり台数を確保できるのであれば、それで一たん運用することもあると思いますけども。

○事務局：とりあえずそういうことをして、きちっと駐車ができるかどうかということの確認をするということでもいいということですね。

○会長：はい。

そういたしましたら、ただいまの報告内容を、具体的な文章についてはもう一度またやりとりして確認させていただきたいと思いますが、ただいまの報告内容を滋賀県大規模小売店舗立地審議会規定第7条第2項に基づき、確認後、知事へ答申いたしますので、ご了承を願いたいと思います。

なお、知事への答申文の案文につきましては、今申し上げましたが、後日改めて委員の皆様にごらんいただいた上で、答申するというところでよろしいでしょうか。

はい。

その他

○会長：それでは事務局から報告事項等があればお願いします。

○事務局：それでは、冒頭ご説明させていただきました、手続を経ない届出について1件ご報告させていただきます。既にお送りさせていただきました資料No.4をごらんください。

同じく、サンミュージック夢工場長浜店の変更届出についてご報告させていただきます。冒頭で申し上げましたとおり、先ほどご審議いただきました増床に関する変更の事前協議の際に無届けで出入口の数および位置を変更する事実が発覚したものでありまして、事業者には変更届出とあわせて顛末書を提出させるとともに、今後は遅滞なく届出を指導したところでございます。

変更内容につきましては、繁忙期には警備員を配置するなど周辺への配慮をしております影響が少ないと考えられますので、報告事項とさせていただきます。

なお、長浜市及び周辺住民様からの意見提出はございませんでした。

以上でございます。

○会長：ただいまの事務局の報告について、ご質問等はありませんか。

よろしいでしょうか。はい。

それでは、あと、事務局から連絡事項があればお願いします。

○事務局：次回の開催日程でございますが、おおよそ9月上旬ごろを予定しておりますの

で、後ほど日程調整させていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長：はい。

それでは、これで本日の会議を閉会したいと思います。

○事務局：本日は長時間にわたり、また熱心にご協議いただきまして、ありがとうございました。

これにて、閉会させていただきます。